

新型コロナの5類化に関する5月8日以降の主な変更点 (概要)

- 1** 2023年3月30日以前に発出された新型コロナに係る「診療報酬上の臨時的な取扱い」は廃止
- 2** 上記**1**に関して5月8日以降は2023年3月31日及び4月6日に発出の「新型コロナの位置づけの変更に伴う事務連絡」の内容が適用される
⇒新型コロナ診療に係る特例については【本紙6面】を参照 (入院外のみを抜粋)
- 3** 医療費は原則自己負担化。ただし、以下2つの特例が設けられている
 - ①新型コロナ治療薬(※1)の費用は、公費支援を一定期間(※2)継続
 - ②新型コロナ治療のための入院医療費について、急激な負担増を避けるため一定期間(※2)、高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする
 ※1：経口薬(ラゲブリオ・パキロピッド、ソコーバ)、点滴薬(ベクルリー)、中和抗体薬(ゼビュディ、ロナプリブ、エバシールド)
 ※2：まずは9月末までの措置。その後の措置の取扱いについては別途対応を検討
- 4** 検査についても原則自己負担化。ただし、一部特例が設けられている(※3)ほか、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設等で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を都道府県等が実施する場合は、行政検査として取り扱う
 - ※3：小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者(入院外)に対して、新型コロナ検査を実施した場合は、別途、SARS-CoV-2 核酸検出等(700点)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(150点)並びにSARS-CoV-2 抗原検出等(560点、420点、300点)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(144点)を引き続き算定可能な特例が設けられている
- 5** ワクチン接種については公費支援が継続して、引き続き「自己負担なし」
- 6** 「電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例」は、7月31日をもって廃止
⇒8月以降も引き続き、情報通信機器を用いた診療を行う場合は、7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行う必要があることに注意
- 7** 「診療・検査医療機関」の名称が「外来対応医療機関」に変更(指定・公表の仕組みは原則従来通り)
⇒「外来対応医療機関」が標榜時間外に発熱患者等の診療を実施する場合は時間外・休日加算が算定できる等の特例が設けられている
- 8** 再診料の「地域包括診療加算」及び「地域包括診療料」の施設基準に規定する「慢性疾患の指導に係る適切な研修」について、2年毎の届出が必要とされているが、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能(この特例については、今年4月6日の事務連絡発出後2年を経過した日まで継続)

5類移行後のコロナ特例大幅変更に

「電話初診等の特例」今年の7月末で廃止

厚労省は3月17日・31日及び4月6日に事務連絡を発出し、新型コロナウィルス感染症(以下「新型コロナ」)の感染症法上の位置づけの変更に伴う特例の変更を明確化しました。大きく4点を紹介します。

①従前の「臨時的な取扱い」は廃止
今年3月30日以前に発出された、新型コロナに係る「診療報酬上の臨時的な取扱い」の内容は、5月8日以降に全て廃止されます。

そして5月8日以降は、3月31日及び4月6日に発出された、新型コロナの位置づけの変更に伴う事務連絡は6面に記載。

②コロナ関連医療費は原則自己負担

5月8日以降は公費の扱いも大きく変わり、原則自己負担化することになります。これに伴い、患者負担は大きく上がるため、受診控えなどの深刻な影響が懸念されます。なお、一部公費支援もありますので、上表をご参照ください。

③電話診療特例廃止に伴う対応に注意

8月以降も引き続き「情報通信機器を用いた診療」を行う場合は、7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行う必要があります。ご注意ください。

④「外来対応医療機関」に名称が変更

「診療・検査医療機関」の名称が、「外来対応医療機関」に変更(指定・公表の仕組みは原則従来通り)⇒「外来対応医療機関」が標榜時間外に発熱患者等の診療を実施する場合は時間外・休日加算が算定できる等の特例が設けられている



発行所 大阪市浪速区幸町1丁目2番33号 郵便番号556-0021
大阪府保険医協会
発行人 渡辺 征二
電話 06(6568)7721(代)
FAX 06(6568)2389
定価 300円(購読料は会費に含まれます)

おもな内容

- ② 寄稿 サイバー攻撃の基礎知識
- ③ 寄稿 理事長談話「大阪の政治を取り戻す」
- ③ 寄稿 歯科医療の充実めざす署名について
- ③ 報道 「専門医の判断に適切な評価を」
- ④ 連載 関西鉄道史探訪⑧

大阪保険医新聞
編集部 E-mail: shinbun@osaka-hk.org
保険医協会ホームページ
協会ロゴ https://osaka-hk.org/

表 2023年4月~12月までの診療報酬特例措置に係る記載要領 (入院外のみ抜粋)

欄・項	診療行為名	レセプト記載項目	略称
初診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1の特例	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(特)	医シA(特)
再診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3(当該加算を加算した点数も記載)	医シC
投薬(入院外)	外来後発医薬品使用体制加算1・2・3における特例	外来後発医薬品使用体制加算1(特)	外後使1(特)
		外来後発医薬品使用体制加算2(特)	外後使2(特)
		外来後発医薬品使用体制加算3(特)	外後使3(特)
その他	一般名処方加算1・2における特例	一般名処方加算1(特)	一般1(特)
		一般名処方加算2(特)	一般2(特)

「レセ記載要領」が一部改正
オンライン資格確認の加算等に注意
3月27日に厚労省は「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について「を」を出しました。これは、今年4月から12月末までの間に設けられた診療報酬上の特例に係る改正となります。左表に主な内容(入院外のみ)をまとめましたので、請求時に「注意」ください。

の名称が、発熱患者等の診療に対応する「外来対応医療機関」に変更となり、7月31日をもって終了となります。8月以降も引き続き「情報通信機器を用いた診療」を行う場合は、7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行う必要があります。ご注意ください。

「外来対応医療機関」が、標榜時間外に発熱患者等の診療を実施する場合は、初・再診料の時間外・休日・深夜加算、時間外特例加算、夜間・早朝等加算

また、「外来対応医療機関」において、新型コロナ感染者(疑い含む)の診療を休日または深夜に行う場合は、時間外特例医療機関としてみなされるため、休日加算または深夜加算を算定できます。

なお、「外来対応医療機関」が、新型コロナ感染者(疑い含む)の診療等を実施するために診療時間の注10に規定する時間外対応加算に係る届出変更は不要です。

5類移行に関して保険医協会には会員医療機関から様々な声が寄せられており、今後も国などに対して働きかけを行っていく予定です。引き続き、意見等を協会までお寄せください。(天)

「来年はどんな年に なりますか」ね「新しい戦前」と対置される数々の「古い戦前」。「十五年戦争」と呼ばれる1931年の満州事変から1945年の敗戦までに焦点を絞ると、戦争に反対した山本宣治や小林多喜二らが暗殺された時代と似通う今の空気を。

▼反戦平和、貧富の格差なき社会、ジェンダー平等を党とする政党が、100年後の今日も謂れ無き誤解の下で、未来に向け99%の人々の暮らしを良くしようと踏ん張っている。その一方で、大資本家や岸信介と血脈を共にする政治家は、近未来にのみ関心がある利那主義に陥っている。メディアはその宣伝隊の役割を担ってはならない。これこそ歴史を俯瞰する時、最大の不幸である。それでも歴史は明るい未来へ舵を取るからである。

▼かつて俳人・渡辺白泉は「戦争が陛下の奥に立っていた(1939年)」と詠んだ。その一方で「戦後レジームからの脱却、美しい日本」などを言い残して逝ってしまった元首相。折しもドキュメンタリー映画「妖怪の孫」が上映中である。この原稿を執筆中のいま正に統一地方選挙で政党の党首が問われている。(天)

保険請求、個別指導、共済、税、融資など、どんなことでもお気軽に保険医協会事務局 ☎06(6568)7721までご相談ください